

富山事件及び志布志事件における
警察捜査の問題点等について

警 察 庁

平成20年1月

はじめに

昨今、警察捜査の在り方が問われる深刻な無罪判決等が相次いだ。

まず、富山県において、平成14年に発生した強姦等事件で有罪とされた元被告人が既に服役を終えた後、真犯人が判明し、19年10月10日、富山地方裁判所高岡支部において再審無罪判決が言い渡され、確定した（以下「富山事件」という。）。

さらに、鹿児島県において、15年4月施行の鹿児島県議会議員選挙に係る公職選挙法違反事件で、19年2月23日、鹿児島地方裁判所において被告人12名全員に対して無罪判決が言い渡され、確定した（以下「志布志事件」という。）。

これらの事件は、元被告人であった方々に対し、長期間にわたって被告人等の立場に置き、大きな心労と負担をかけただけでなく、無罪判決等において取調べを含む警察捜査の問題点等が指摘され、警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいだところである。

警察としては、これらの無罪判決等を重く受け止め、判決等において指摘された点について検討を加え、反省すべき点は真摯に反省し、今後の捜査に活かしていくべきであるとの認識の下、再発防止に向けた緊急の対策を累次講じてきたところであるが、このような中、同年11月1日、国家公安委員会において、これらの諸情勢を踏まえ、捜査における取調べの適正化を図ることが喫緊の課題であり、全国警察を挙げた取組みが必要であるとの決定がなされた。

警察庁においては、本決定を受け、これ以上同種の事案を再び発生させることのないよう、今般、警察捜査における取調べの適正化のための諸方策を指針として取りまとめ、これを都道府県警察に対して周知徹底していくこととしているが、同指針を取りまとめるに当たっては、富山・志布志両事件における取調べを含む警察捜査の問題点等について検討を加えることが不可欠であったことから、この度、富山・志布志両事件について、富山県警察及び鹿児島県警察から報告を受けるなどして、両事件が抱える警察捜査の問題点等を改めて抽出することとしたものである。

第1 富山事件

1 事案の概要

本件は、平成14年に発生した2件の強姦等事件である。

- (1) 同年1月14日午前、富山県氷見市内の民家に男1名が侵入し、Xさん(当時18歳)を強姦したもの(以下「第1事件」という。)
- (2) 同年3月13日午後、同市内の民家に男1名が侵入し、Yさん(当時16歳)を強姦しようとしたが未遂に終わったもの(以下「第2事件」という。)

2 捜査等の経過

- (1) 平成14年1月14日、Xさんの被害に係る第1事件が発生し、富山県警察においては、直ちにXさんから事情聴取を行い、その供述に基づき犯人の似顔絵を作成した。また、Xさん方に遺留された足跡痕を採取した結果、同足跡痕については、某社製の運動靴(バスケットシューズ)によるものであることが判明した。
- (2) 第1事件発生後、富山県氷見警察署(以下「氷見署」という。)においては、同県警察本部刑事部捜査第一課の応援を得て捜査を行ったが、被疑者を浮上させるには至らなかった。
- (3) 平成14年3月13日、Yさんの被害に係る第2事件が発生し、富山県警察においては、直ちにYさんから事情聴取を行い、その供述に基づき犯人の似顔絵を作成した。また、Yさん方から採取された足跡痕も、第1事件と同種類のバスケットシューズによるものであり、第1事件の足跡痕と合致することが判明し、犯行手口が類似していることや犯行現場が近いことも踏まえ、第1事件と第2事件とは同一犯により行われた可能性が高いと認められた。
- (4) 氷見署において、両事件の似顔絵を基に聞き込み捜査を行ったところ、平成14年3月25日、運転代行会社から、元勤務者であるA氏が似顔絵と似ているとの情報があり、また、タクシー会社における聞き込みにおいても、元勤務者である同氏が似顔絵と似ているとの情報があったことから、似顔絵と同氏の顔写真を対比したところ、似ていたことから同氏が被疑者として浮上した。

そこで、同署では、同年4月、同氏を含む計15名の写真を貼付した写真台帳を作成し、被害者両名に示したところ、両名はいずれもA氏の写真を選んだ。さらに、同署では、同氏が氷見駅前のタクシー乗り場で立ち話をしているところを、第2事件の被害者であるYさんを捜査用車両に乗せて確認するなどしたところ、犯人に似ている旨の情報が得られた。

- (5) これらの情報を基に、氷見署において、平成14年4月、任意でA氏を取り調べたところ、同氏は同年4月15日午前の取調べにおいて、第2事件について自己の犯行であることを自白した。このため、同署では、同日午後、同氏を第2事件の被疑者として通常逮捕した。
- (6) 平成14年4月16日、氷見署は、A氏を富山地方検察庁高岡支部に送致し、その後、勾留が認められた。同氏は、検察官による弁解録取及び裁判官による勾留質問において否認したものの、その後の警察官による取調べにおいては再び罪を認め、以後は自白を維持するとともに、第1事件についても自己の犯行であることを自白

した。

- (7) 平成14年5月5日、A氏は第2事件について処分保留で釈放され、同日、氷見署は第1事件の被疑者として同氏を通常逮捕した。
- (8) 第1事件は、平成14年5月7日、富山地方検察庁高岡支部に送致され、A氏は、検察官による弁解録取、裁判官による勾留質問において被疑事実を認めた。同氏は、その後の警察官による取調べにおいても自白を維持し、同年5月24日、第1事件で起訴され、その後、同年6月13日、第2事件でも起訴された。
- (9) その後、平成14年7月10日、富山地方裁判所高岡支部において第1回公判が行われ、同年11月27日の第4回公判において、A氏に対し、懲役3年の実刑判決が言い渡され、同年12月12日に確定した。
- (10) なお、A氏は、平成17年1月13日に仮釈放されるまで服役し、同刑の執行は同年7月19日に終了した。

3 真犯人が判明した経過

- (1) 平成18年8月1日、鳥取県警察は、鳥取県米子市内において発生した強制わいせつ事件の被疑者としてBを逮捕した。その後、同人には、富山県内における余罪があることが判明したため、富山県警察において同人を逮捕し取り調べたところ、同県内において複数の余罪があることを自白した。
- (2) 富山県警察において、判明したBの余罪で順次逮捕等するとともに、自白した余罪事件について実況見分等の捜査を行ったところ、第1事件及び第2事件の現場を案内するに至り、現場周辺の当時の状況についても具体的な供述をし、Bが供述した他県の別事件の現場に遺留された足跡痕と第1事件及び第2事件の現場に遺留された各足跡痕が合致することなども判明した。
また、平成14年当時のA氏に関する捜査記録を精査したところ、第1事件の捜査のために入手した同氏方の固定電話の通話記録中に、第2事件の犯行時間帯に同氏の実兄方に架電した履歴があり、同氏にアリバイが成立する可能性が高いことなどが判明し、両事件の真犯人はBである疑いが濃厚となった。
- (3) その後、第1事件、第2事件ともにBの犯行であることが裏付けられたことから、富山県警察では、平成19年1月19日、Bを両事件の被疑者として通常逮捕した。また、A氏からも事情を聞いたところ、同氏は両事件の犯行を否定した。同氏については、同年2月9日、富山地方検察庁高岡支部において再審を請求し、同年10月10日、富山地方裁判所高岡支部において無罪判決が言い渡され、確定した。
なお、真犯人であるBについては、最終的に、両事件を含め計14件の強姦等の罪で起訴され、同年11月14日、同支部において、懲役25年の実刑判決が言い渡され、同年11月29日に確定した。

4 警察捜査の問題点

- (1) 証拠の吟味における問題点
 - ア 発信履歴の不十分な検討
第1事件においては、犯人が犯行数日前及び犯行直前にXさん方に架電してい

た状況が認められたことから、氷見署では、A氏方の固定電話及び同氏の携帯電話の発信履歴を押収したが、第1事件発生当時の同履歴については、既に保存期間を経過していたことなどから、被害者方への架電状況を裏付けることができず、押収した同履歴は、第1事件における同氏の犯人性を裏付ける積極証拠とはならなかった。

他方、同署では、発生時間帯前後の同氏の行動について、当日の勤務状況や同氏からの聴取結果等から、同氏にアリバイはないとみていたが、第1事件の捜査のために押収した同氏方の固定電話の同履歴には、第2事件当日の架電記録が含まれており、この点に注目した同履歴の精査を行っていけば、第2事件の犯行時間帯とされる午後3時前後に同氏方の固定電話から同氏の実兄方に架電した事実があることを発見し得たものと思われる。

しかし、本件においては、第1事件の捜査のために押収した同履歴について、第1事件の積極証拠となり得るかという観点からのみ検討していたため、同履歴の中に第2事件における同氏のアリバイの存在を窺わせる架電状況が記録されていることに気付かず、同氏の犯人性を否定する消極証拠となり得るかという観点からの検討が十分なされていなかった。

一般に、アリバイとなる可能性のある事実については、必ずしも被疑者本人の記憶が明確でない場合もあり、たとえ被疑者本人から積極的にアリバイの主張がなされない場合でも、捜査に当たり、少なくとも得られた資料の中に被疑者の犯人性を否定する情報がないか、十分に確認を行う必要があった。

イ 遺留された足跡痕に関する不十分な捜査

本件両犯行現場には、同一の靴によるものと考えられる足跡痕が遺留され、犯人性を裏付ける重要な客観的証拠として、同署においては、同氏方等から当該足跡痕と合致する靴を発見するべく、関係箇所の捜索を行うとともに、同氏から当該靴の所在について聴取するなどしてその発見に努めたが、結局発見には至らなかった。

犯行現場の足跡痕と合致する靴が同氏方等から発見されなかったという事実は、同氏を犯人と特定する上で消極証拠となり得るものであり、同氏方等に靴が存在しないことについて合理的理由があるか否かを慎重に検討する必要があった。

しかし、この点について、同氏は、当初「靴は捨てた」と供述したが、その後「自宅に隠してある」と供述し、最終的には「燃やした」と供述するに至ったが、同氏のこれらの供述について、裏付けを得ることはできなかった。また、同氏方等から靴が発見されないのであれば、同氏の靴の入手先に関する捜査を徹底して行うべきところ、靴の購入先についても解明することはできなかった。

さらに、両犯行現場に遺留された足跡痕の長さは28センチメートル前後であったが、同氏が平素着用していた靴のサイズは24.5センチメートルであり、同サイズと足跡痕の長さが整合性を有するものであるかについても慎重に検討を行う必要があった。すなわち、足跡痕は靴の外縁の長さであり、外縁の長さが28センチメートル前後の靴に適合する足のサイズは25.5センチメートル前後と推定されるところ、同氏の足のサイズとの矛盾点について十分な解明がなされ

ないまま、靴の発見に捜査の重点が置かれ、結果的に同氏が靴を燃やしたと供述するに至り、かつ、同氏が同種の靴を所持していたとの供述を得たことをもって、遺留足跡痕についての捜査を十分であるとした状況が窺える。

このように、本件捜査においては、両犯行現場に足跡痕という犯人性を裏付ける重要な客観的証拠が遺留されていたにもかかわらず、上記足跡痕に合致する靴が同氏の足のサイズと整合性を有するのか等について十分な検討が行われていなかった。

ウ 凶器等に関する不十分な捜査

第1事件の被害者Xさんは、犯人が使用した凶器はサバイバルナイフのようなものであったと供述し、さらに、チェーンのようなもので後ろ手に縛られた旨供述した。

しかし、両事件についてA氏方等を搜索した際、Xさんの供述するようなサバイバルナイフやチェーン様のものは発見・押収されず、押収された凶器は果物ナイフであり、取調べにおいてA氏は、第2事件において同果物ナイフを使用した旨供述するとともに、第1事件についても同じ果物ナイフを使用した旨供述した。また、Xさんを後ろ手に縛った際に使用したものは、A氏が自宅にあるビニール紐である旨供述し、同氏方において同ビニール紐を押収した。

この点、Xさんが凶器はサバイバルナイフ様のものであると具体的に供述しており、チェーンとビニール紐を混同することは通常考えにくいことを踏まえると、A氏の供述に安易に依拠した裏付け捜査を行うことについては慎重であるべきであった。そして、サバイバルナイフ様の刃物やチェーン様のものが同氏方等から発見されなかったことは、同氏の犯人性に疑念を生じさせる事情であるから、同氏の犯人性について更に慎重に吟味すべきであったところ、被疑者であった同氏の自白に依拠し、十分な捜査が行われていなかったと言わざるを得ない。

(2) 犯人特定供述の検討における問題点

本件では、被害者兩名に対し、似顔絵や面通しによる確認を行った結果、A氏が犯人である旨を特定する供述を得ているが、いずれも従来から面識のある人物を見た場合や、長時間の対話によって相手方の人相体格等を十分に認識する機会があったような場合ではなく、突然現れた初対面の相手をわずかな時間目撃した状況であった。

したがって、本件においては、犯人特定供述の証拠価値を過大評価すべきではなく、その他の証拠によって同氏の犯人性を特定することが可能であるか否か慎重に検討を行う必要があった。

(3) 取調べにおける問題点

A氏は、警察による任意取調べに当たり、当初は犯行を否認したが、その後本件について大筋で犯行を認めるに至り、また、第1回目の逮捕後の検察官による弁解録取及び裁判官による勾留質問に際しても同様に否認したほかは、本件各犯行について自白を維持している。

本件捜査では、同氏が積極的に供述しない状況の下、その供述を得るに当たっては、捜査員による暴行や脅迫が行われた状況は認められないものの、相当程度捜査

員から積極的に事実を確認する形での取調べを行わざるを得ない状況にあったと認められる。本来、そのような同氏の供述態度から判断すれば、その自白が真意によるものであるのか否かについて慎重な検討を行うべきであった。

(4) 供述の信用性の吟味における問題点

本件捜査においては、前述のようなA氏の供述態度や客観的証拠のぜい弱性にかんがみると、同氏の供述の信用性については慎重に検討する必要がある。すなわち、同氏の供述内容については、あらかじめ捜査官の知り得なかった事項で、捜査の結果、客観的事実であると確認されたもの(秘密の暴露)の有無を始め、きめ細かな注意を払いその真偽を慎重に吟味し、得られた供述についてその裏付け捜査を徹底して行う必要がある。

しかし、こうした同氏の供述状況について、同氏の犯人性を否定する方向で検討するのではなく、逆に、同氏が大筋で犯行を自白するも、犯行の詳細については隠そうとしているなどにとらえ、同氏が自白している以上犯人に間違いのないとの認識から脱却できなかつたものと推測される。同氏が自白しているという事実のみに過度に依拠することなく、同氏の犯人性を否定する方向についても慎重に検討をすべきであった。

(5) 捜査指揮における問題点

本件については、前述の客観的証拠のぜい弱性、A氏の供述状況などにかんがみると、同氏の犯人性を認める積極証拠のみならず、同氏の犯人性を否定する消極証拠についても十分な吟味・検討がなされるべきであり、捜査幹部自らが捜査状況の要所を把握した上で適切な捜査指揮を行い、捜査によって得られた各種証拠及びその証拠価値に照らして犯人性を認定すべきところ、このような捜査幹部による捜査指揮が十分に行われていなかったと言わざるを得ない。

第2 志布志事件

1 事案の概要

本件は、平成15年4月13日施行の鹿児島県議会議員選挙に際し、同県^{そお}曾於郡区から立候補して初当選した甲氏派の選挙運動員乙氏が、鹿児島県警察に同年4月22日に現金等の供与事実により公職選挙法違反（買収）で通常逮捕された後、会合における買収事実が明らかになり、同年5月13日選挙運動員ら6名が同法違反（買収）で通常逮捕され、さらに、その後の捜査により、同年7月24日までに前記6名のほかに当選候補者である甲氏及びその妻丙氏ら9名が同法違反（買収）で通常逮捕されたものである。

逮捕被疑者15名のうち12名と、在宅被疑者1名の計13名（うち1名については公判中に死亡したため、公訴棄却により公判が終了）が現金買収で起訴され、供与・受供与者乙氏及びその他の受供与者5名は捜査段階では逮捕事実をすべて認めていたが、そのうちの受供与者3名は公判では否認に転じ、公判当初は起訴事実を認めていた3名も保釈後は否認に転じ、結局、被告人全員が起訴事実を否認する状況となった。

そして、19年2月23日の第54回公判において、被告人12名全員を無罪とする判決が言い渡され、同年3月10日に確定したものである。

2 捜査の経過

（1）事件の端緒

鹿児島県警察は、前記選挙に関し、候補者甲氏の選挙運動員が選挙人たる会社役員らに対して缶ビール1箱を供与した旨の情報を入手し、投票日翌日の平成15年4月14日から同情報に基づき関係者に対する取調べを行ったが、情報どおり缶ビール1箱の任意提出を受けるなどしたものの、公職選挙法違反事件としての立件には至らず、当該捜査は中止された。

他方、前記捜査と並行して、同県警察は、甲氏の選挙運動員が選挙人に対して現金及び焼酎を供与したとの情報を入手し、供与を受けたとされる選挙人から事情を聴取したところ、同選挙人は、焼酎の供与を受けた旨の供述をした。さらに、同県警察が関係者から事情聴取を進めた結果、選挙人2名が乙氏から焼酎と現金の供与を受けた旨供述するとともに、乙氏も「13名の知り合いに焼酎や現金を供与した」旨供述し、その後、自供した選挙人の1名から焼酎の空き瓶の任意提出を受けるなど、犯罪の嫌疑が認められるに至った。

このため、同年4月22日、選挙人2名に対し現金各1万円を供与し、うち1名に対しては焼酎2本も供与した旨の事実により、同県警察により乙氏は逮捕された（以下「焼酎口事件」という。）。

（2）1回目会合事件

焼酎口事件の捜査過程において、在宅のまま焼酎口事件の受供与者として取調べを受けていた者のうち1名が、同事件とは全く別個の事実である乙氏方での会合における買収事実（以下「会合事件」という。）を供述し、その後、乙氏自身や焼酎口事件の受供与者とされていた他の者も含めて合計5名が、この乙氏方での会合事

件の概要を供述した。

このため、平成15年5月13日、焼酎口事件により勾留中であつた乙氏が処分保留で釈放される一方で、鹿児島県警察により、乙氏ら6名が1回目会合事件で逮捕され、同年6月3日、前記6名全員が1回目会合事件により起訴された。なお、同年6月29日に更に1名が同事実で逮捕されたが、同年12月26日に不起訴処分となっている。

(3) 4回目会合事件等

平成15年6月4日、1回目会合事件で起訴された前記乙氏ら受供与被疑者6名に新たに供与被疑者甲氏及び丙氏を加えた合計8名が、4回目会合事件(6名に対する供与事実)で鹿児島県警察に逮捕されるとともに、同年6月8日にも更に1名が同事実で逮捕された。同年6月25日、同年6月4日に逮捕された前記8名が処分保留で釈放される一方、甲氏が1回目及び4回目(4名に対する供与事実)の各会合事件で同県警察に逮捕されるとともに、丙氏が4回目会合(4名に対する供与事実)で逮捕され、併せて4回目会合事件における受供与者として新たに4名が逮捕され、同年7月17日、1回目会合及び4回目会合について合わせて12名が起訴された。なお、同年7月24日に、供与共犯被疑者として新たに2名が逮捕されているが、同年7月17日に処分保留で釈放されていた残りの1名とともに、同年12月26日に不起訴処分となっている。

(4) 2回目・3回目会合事件

平成15年7月23日、甲氏及び丙氏が2回目及び3回目の各会合事件で鹿児島県警察に逮捕され、同年8月12日、供与者3名(甲氏、乙氏及び丙氏)及び受供与者5名が起訴され、同年8月27日、更に1名について起訴された。

(5) 捜査の終結

その後、1回目会合事件につき任意送致していた受供与被疑者1名について、平成15年10月10日に起訴され、以上を通じて合計13名が起訴され、会合事件の捜査は終結した。

3 刑事公判の経過

(1) 公訴事実

ア 1回目会合事件

甲氏及び乙氏は、平成15年2月上旬ころ、乙氏方において、受供与者6名に対し、甲氏への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、それぞれ現金6万円を供与するとともに立候補届出前の選挙運動をした。

イ 2回目会合事件

甲氏、丙氏及び乙氏は、同年2月下旬ころ、乙氏方において、受供与者6名に対し、前同様の報酬として、それぞれ現金5万円を供与するとともに立候補届出前の選挙運動をした。

ウ 3回目会合事件

甲氏、丙氏及び乙氏は、同年3月中旬ころ、乙氏方において、受供与者5名に対し、前同様の報酬として、それぞれ現金5万円を供与するとともに立候補届出

前の選挙運動をした。

エ 4回目会合事件

甲氏及び丙氏は、同年3月下旬ころ、乙氏方において、受供与者10名に対し、前同様の報酬として、それぞれ現金10万円を供与するとともに立候補届出前の選挙運動をした。

(2) 公判審理の概要

本件では、平成15年7月3日の第1回公判から19年2月23日の判決に至るまで、計54回にわたり公判が開かれた。

ア 第1回公判から第14回公判まで

本件公判の当初は、被告人を数グループに分けて審理が行われ、第8回公判(15年10月17日)から被告人全員の公判が併合審理された。

イ 第15回公判から第40回公判まで

第15回公判(16年2月4日)から第40回公判(17年5月27日)までは、警察官や検察官、目撃者等の検察官請求に係る証人への尋問が行われた。

ウ 第41回公判から第51回公判まで

第41回公判(17年6月29日)から弁護側の反証に移った。

なお、同期日に行われた弁護人の冒頭陳述では、甲氏に関し、1回目会合事件について「被告人らの検察官調書等によれば現金が供与された会合があったとされる日時に、甲氏はホテルで行われた同窓会に出席していた。」旨、また、4回目会合事件について「被告人らの検察官調書等によれば現金が供与された会合があったとされる日時に、甲氏はホテルでの懇親会に出席するなどしていた。」旨の具体的な事実が主張された。

エ 第52回公判から第54回公判まで

第52回公判(18年9月29日)では検察官による論告が行われ、第53回公判(同年11月7日)では弁護人による弁論が行われた。

その後、第54回公判(19年2月23日)において、被告人12名全員を無罪とする判決が言い渡され、控訴されることなく同年3月10日に確定した。

4 無罪判決の理由

(1) 1回目会合及び4回目会合について、当選候補者甲氏にアリバイがあること

甲氏が、平成15年2月8日午後7時ころから、旧志布志町内のホテルで行われた同窓新年会に出席して挨拶をしたこと、閉会した午後10時ころ同ホテルから運転代行業の運転により帰宅したことがそれぞれ認められることから、「遅くとも午後7時半ころから始まったとされる1回目会合に、最初から参加することは物理的に不可能であるといわざるを得ない。」とされた。

4回目会合についても、同年3月24日午後7時30分ころから同ホテルで行われた自治会懇親会に出席して挨拶をして回ったこと、午後8時前ころに同ホテルを出て戸別訪問を行い午後10時ころに親戚方に戻ってきたことがそれぞれ認められることから、「短くみても午後8時ころから午後9時ころにかけて、被告人乙氏方で開かれたとされる4回目会合に参加することは物理的に不可能となる。」とされ

た。

また、2回目会合、3回目会合については、「4回の会合事実が密接不可分の関係にあるといえることなどにかんがみれば、1回目会合及び4回目会合の存在を否定しつつ、2回目会合及び3回目会合の事実を認めることは、結果として、極めて不自然な事実認定になるといわざるを得ない。したがって、2回目会合及び3回目会合に関する自白の信用性もまた大きく減殺されるというべきである。」とされた。

- (2) 小規模の集落に居住する者に対し、候補者自らが出席して多額の金銭を供与したのか、甚だ疑問であること

「そもそも、A集落は、志布志市の中心部から相当に離れた山間部に位置し、わずか7世帯が存在するにすぎない極めて小規模の集落である。しかも、今回の買収会合に参加したとされる人物は、1回目会合から4回目会合まで、ほぼ同じ顔ぶれであり、いずれもA集落及びその近隣の集落に居住する者ばかりであることにもかんがみれば、このような買収会合を開催し、被告人甲氏自らが出席して多額の金銭を供与することに、選挙運動として、果たしてどれほどの実効性があるのか、実際にそのような多額の金銭を供与したのか、甚だ疑問である。」よって、「被告人らの自白の内容は、この点において不自然・不合理であるといわざるを得ない。」とされた。

- (3) 客観的証拠が提出されておらず、供与金の原資が全く解明されていないこと

「客観的証拠は全く本件において提出されておらず、供与金の原資が全く解明されていない。以上の事実は、被告人らの自白の信用性を疑わしめる事情の一つとして指摘することができる。」とされた。

- (4) 自白した被告人らの初期段階の供述経過（供述の変遷等）が供述の信用性を否定する方向に働くなどとされたこと

「被告人乙氏ら5名の初期段階の供述経過をみると、被告人乙氏ら5名がいずれも合理的な説明の困難な供述の変遷を繰り返すなど、供述の信用性を否定する方向に働く事情が多々認められる。取調官による押し付けや誘導がない状況で、このような供述経過になるとは考え難く、5名が、連日のように極めて長時間の取調べを受け、取調官から執拗に追及されたため、苦し紛れに供述したり、捜査官の誘導する事実をそのまま受け入れたりした結果、このような供述経過になったとみる余地が多分にあると考えられる。」とされた。

- (5) 自白内容の具体性、迫真性についての検討がなされ、自白全体の信用性に疑問を生じさせるとされたこと

「被告人らの自白の中に、あるはずもない事実がさもあったかのように具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、自白した被告人らの主張するような追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせるものであり、4回の会合事実に関する被告人らの自白全体の信用性に疑問を生じさせるといえるべきである。」とされた。

5 警察捜査の問題点

- (1) 取調べにおける問題点

本件における警察捜査の問題点としては、まず、長期間、長時間にわたる追及的、強圧的な取調べ、あるいは、取調べ官による不適切な言動の存在が窺われることにより、自白の信用性に疑問が残ると判断されたことが挙げられる。具体的には、

連日繰り返される任意取調べ、長時間にわたっての取調べ

簡易ベッドに横にならせての長時間にわたる取調べ、机の上に両手を載せる姿勢をとらせたままの状態での取調べ

「認めれば早く帰れる」、「逮捕は何回でもできる」、「認めないと地獄に行くぞ」、「選挙違反は交通違反と一緒に」、「正直に言わなければ家族をも取り調べる」といった取調べ官の言動

等の存在が被告人等から指摘され、判決においても、「被告人らと取調官との言い分の対立点について、結局、『疑わしきは被告人の利益に』との観点から、被告人らに有利に判断するほかなかった」としつつ、自白の成立過程で「追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」旨の指摘がなされ、自白全体の信用性に疑問が残ると判断されたことが認められる。

ア 長期間・長時間にわたる取調べ

判決では、被告人のうち、連日のように極めて長時間の取調べを受けた者がいた旨指摘されているが、任意捜査段階の取調べ時間をみると、最長で1日当たり約13時間40分（取調べの開始から終了までの時間をいい、休憩時間等を含む。以下同じ。）、1日平均では最長で約10時間40分の取調べを受けた被疑者がおり、また、連日長時間にわたる取調べとして、最長で10日間連続して取調べを受け、そのほとんどが長時間に及ぶものであった被疑者もいたことが明らかとなっている。

被疑者の任意取調べにおいて、1日当たりの取調べ時間の長さの適否は、被疑事実の重大性や被疑者の供述状況等に照らし個別具体的に判断されるべきものであり、単に時間の長短をもって、本件の個々の取調べ時間が過度に長時間にわたると認められるか否かを判断することは困難である。

しかしながら、本件では、平素平穏な社会生活を営んでいた者に対して連日長時間にわたる取調べを行っており、相手方の事情に配慮して、取調べが不当に長期間、長時間にわたらないように注意するとともに、相手方の年齢、性別、境遇、性格等に応じ、その者にふさわしい取扱いをするなど、より一層、相手方の心情を理解しつつ取調べを行うべきであったと認められる。

イ 追及的・強圧的な取調べ

判決では、本件捜査に当たっては、「追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」と指摘されている。例えば、被告人の1人について、「病院で点滴を受けた上で、取調べに臨んでいるが、昼食も『食べたくない。』として取っておらず、途中からは、座っての取調べに耐えられなくなり、簡易ベッドに横になりながら問いかけたら目を開いて答えるというかなり特異な状態で、約7時間にわたって取調べが続けられているのであって、被告人が取調べに任意に応じているとはいえ、かなり無理を強いての取調べであることは否めない。このような状態で、取調べ官は、これといった情報もないのに、何か隠しているのではない

かとの勘のみを頼りに、追及的な取調べを行っているのである。このような取調べは、被疑者の体調への配慮を欠いたものといわざるを得ず、…虚偽自白をもらたす危険性が低いと考えられる」と指摘されている。また、判決では、別の被告人について、「取調べ官は、被告人が取調べの最中に指遊びをしたとして厳しく叱責し、机の上に両手を載せる姿勢を取らせたままの状態での取調べを強いているが、これなどは、取調べ官が取調べにおいて被告人に対して極めて高圧的な態度で臨んでいたことを端的に示すものといえる」と指摘されている。

取調べは真実の発見を目標として行われるものであり、取調べに当たっては被疑者の自発的な供述を待つだけでなく、真実を語らせるため、供述の矛盾や不合理な点を指摘し、説得、追及、あるいは理詰めの問題を行うなどして、納得のいく説明を求めることは当然であるが、判決で指摘されたように、例えば、体調不良を訴えて点滴を受けた被疑者について、病院から任意同行して取調べを行ったこと及びその後の取調べの途中で警察署内で簡易ベッドに寝かせた状態で取調べを行ったことについては、たとえ相手方がそのような状態での取調べについて承諾していたとしても、体調への配慮という観点から、より慎重に判断すべきであったと認められる。また、机の上に両手を載せる姿勢をとらせた状態で取調べを行ったことについては、必ずしも取調べ官が同一姿勢を取ることを強制したとまでは言えず、「手遊びがやめられないのであれば手を机の上に置きなさい。」と注意したものと認められるところであるが、取調べに当たっては、供述の任意性、信用性に疑念を生じさせることのないように、より一層留意する必要がある。

ウ 不適切な言動

本件の取調べにおいては、取調べ官の1人は、逮捕後の取調べにおいて、選挙違反は身近な事件としては交通違反と同じような態様の事件だと被疑者に話した旨公判で証言し、これについて、判決では、「本件を軽微犯罪であると強調し自白を引き出す意図でなされたものと考えられ」と指摘されている。

さらに、取調べにおいて、別の取調べ官が、被告人に対して、「認めないと長く掛かる」等と話したという被告人の主張について、判決では、「当時の被告人にとって、刑責を負うかどうかよりも、身柄拘束がいつまで続くのかの方が、はるかに切実な問題となっており、…被告人が、自白した方が早期に釈放されるとの認識の下、早期の釈放を期待して、自白を維持したとみる余地が多分にある」と指摘されたほか、別の被告人に対して「正直に言わなければ家族をも取り調べると（取調べ官が）述べたことが、被告人に対して、相当強い威迫的な効果をもたらしたことは、取調べ官の供述からも如実にうかがえる。…被告人が気が弱く内気な性格であったことにもかんがみると、このような取調べ官の言動が、その後の取調べにおいても、被告人に影響を及ぼしたことが十分に考えられる」と指摘されている。

このように、本件では、判決において、供述の信用性に疑念を生じさせる言動が指摘されているところであり、取調べ官の不適切な言動が相手方に誤解を与えることのないように、より一層留意する必要があると認められる。

(2) 供述の信用性の吟味における問題点

次に、警察捜査の問題点として、被疑者の供述内容及び供述の変遷に関する供述の信用性の吟味が十分でなかったことが挙げられる。具体的には、

極めて小規模の集落における買収会合の開催及び多額の金銭供与出席者の服装・特徴、会合に出された料理等の会合に関する事柄についての過度に詳細な自白

被告人ら5名の自白内容において、合理的説明の困難な供述の変遷が多々認められる上、数日間に次々と変遷を繰り返した末に、食い違う供述内容が次第に収れんされて行き、最終的に自白内容が一つにまとまっていくといった供述経過といった、判決でも指摘された点について、供述の信用性の吟味が十分でなかったと認められる。

ア 供述の不自然性

本件では、極めて小規模の集落において、ほぼ同じ出席者による買収会合が開催され、多額の現金供与がなされたとされているが、判決でも指摘されているように、このような形態の選挙運動が果たしてどれほど実効性があるのか疑問が生じ得るところであり、このような被疑者らの供述内容の不自然性を払拭するためには、供述の信用性の十分な吟味が不可欠である。

捜査に当たった警察官は、公判において、買収会合において多額の現金が供与された点につき、受供与者個人の投票買収という趣旨だけでなく、受供与者を通じて他の選挙人に対して働きかけをしてもらうという運動買収の趣旨も含まれていたのではないかと判断した旨証言しているが、一部の被疑者からそれを裏付ける供述が得られたものの、結果的に運動買収を立証するに至らなかったというだけでなく、そもそも小集落にしては多額の買収資金を要した理由を説得的・合理的に説明できるだけの証拠の収集を行うことが不可欠であったが、この点についての供述の信用性の吟味・証拠の収集が十分ではなかったと言わざるを得ない。

イ 過度に詳細な供述

本件被疑者の中には、会合出席者の服装や会合での料理や酒の種類、現金在中の封筒の特徴等についてまで詳細に供述している者がおり、当該供述について、取調べ官も供述調書を作成しているが、判決では、会合で初めて会い名前すら知らなかった者の服装等についてまで供述し、また、会合でのつまみの種類だけでなく皿の形状や数等についてまで詳細に言及されている点は、「詳細すぎてかえって不自然との感が否めない」だけでなく、酒を飲まない被告人が出されたビールの銘柄まで供述している点も、「真に記憶に基づく供述であるのか、疑問である」と指摘されたところである。

買収事案の背景となった会合について迫真性のある具体的かつ詳細な供述を得ることは、この種の捜査上極めて重要であり、供述内容が詳細であること自体を決して問題視すべきものではないが、具体的かつ詳細な供述内容が客観的事実と矛盾しないか、自然性が担保されているかといった幹部による供述の信用性の吟味が十分でなかったと言わざるを得ない。

ウ 供述の変遷

本件においては、取調べ官が予断を持って取調べに当たらないよう、一定の期

間、各取調べ官は他の被疑者の供述内容について一切情報を持たずに取調べに臨んだと取調べ官は公判で証言している。

しかしながら、会合及び現金受供与に関する被疑者らの供述は変遷を重ねており、これは供与された現金の金額や舞台となった会合の回数といった犯罪事実の核心部分についても見られ、判決でも、「被告人ら5名がいずれも合理的な説明の困難な供述の変転を繰り返すなど、供述の信用性を否定する方向に働く事情が多々認められる」と指摘されているところであり、結果的に、このような重要部分に関する供述の変遷理由等について、幹部による綿密な吟味とそれを踏まえた的確な裏付け等の捜査指揮が必ずしも十分でなかったと言わざるを得ない。

(3) 供述の裏付けにおける問題点

さらに、警察捜査の問題点として、供与金の原資が全く解明されていないなど、客観的証拠等による供述の裏付けが結果的に十分でなかったことが挙げられる。具体的には、

当選候補者である被告人が、同窓新年会又は自治会懇親会に出席しており、犯行時間に参加することが物理的に不可能とされた第1回会合及び第4回会合の存在

起訴されているだけでも191万円、それ以外にも、相当に多額の金銭が供与されていることになっているにもかかわらず、当選候補者やその親族等の預金残高の変動等金銭を拠出したことをうかがわせる何らかの客観的徴表はなく、全く解明されていない供与金の原資

といった無罪判決でも指摘された点について、客観的証拠等による供述の裏付けが十分でなかったものと認められる。

ア アリバイに関する不十分な捜査

本件について、判決において、1回目及び4回目の各会合事件について、供与被告人のアリバイが成立し、これらの各会合事件に関する被告人らの供述は信用できないとされ、これらの各会合事件と密接不可分の関係にあるといえる2回目及び3回目の各会合事件に関する被告人らの供述の信用性もまた大きく減殺されるとされた結果、犯罪事実の立証の核とされていた被告人らの供述の証拠価値が失われ、無罪判決に至ったものと認められる。

本件捜査の過程では、被告人らの手帳やカレンダー等の資料の分析や、関係者、参考人の事情聴取を行うなどして、会合参加者の行動の解明、会合の日時の特定に努めたが、甲氏が、本件買収会合と重複する時間帯に同窓会等に出席していた事実について、甲氏が起訴された後の平成15年7月下旬まで認識するに至らなかったことを踏まえれば、結果として、甲氏の選挙運動に係る実態解明等が十分になされなかったと言わざるを得ない。また、起訴後も所要の捜査により、仮に1回目会合及び4回目会合同窓会等が同日に開催されていたとしても、同窓会等を途中で抜け出すことで、各会合に出席することが可能であると判断したものであるが、判決において、各会合への出席は不可能と判示されたところである。

一般に、捜査においては、被疑者・被告人のアリバイの存否に関する捜査は、事件の立件に当たり決定的に重要な捜査事項であることは言うまでもないが、本

件の捜査に当たっては、結果としてアリバイの存否に関する捜査が十分に行われていなかったと言わざるを得ない。

イ 原資及び使途先の未解明

本件においては、起訴事実では191万円余の多額の金銭が供与されたとされているにもかかわらず、捜査を行うも供与金の原資の特定には至らず、また、使途先とされる関係業者等（給油したとされるガソリンスタンド、買い物、身内への贈与等）に対する裏付け捜査を行うも、使途先の特定に至らなかった。

選挙における買収事案の捜査に当たり、買収の原資や供与された現金等の使途先の解明は立件に当たり極めて重要な捜査項目であるが、本件では供与金が191万円余の多額であるにもかかわらず、供与金の原資が解明されず、使途先についても十分な裏付けを得ていないなど、結果的に、このような重要な捜査項目について、客観的証拠による裏付けが十分でなかったと認められる。

(4) 捜査指揮における問題点

鹿児島県警察において、公職選挙法違反事件は警察本部長指揮事件とされており、警察本部長は、最高責任者として、収集された証拠を十分に吟味して、事件の全容を見極め、捜査の節目において、大所高所から適切に判断を下し、捜査を指揮することが求められている。また、事件の送致責任者である当時の同県志布志警察署長、捜査主任官として捜査に当たった同署生活安全刑事課長及び刑事部捜査第二課から同署に派遣されていた警部、並びに警察本部において公職選挙法違反事件を担当していた刑事部参事官兼捜査第二課長等の幹部については、裏付け捜査の徹底、供述の信用性の十分な吟味、取調べの在り方、捜査態勢の確保等に関し、具体的な指示を出したり、必要な助言・指導を行うことにより、警察本部長の判断・指揮に誤りのないようこれを的確に補佐すべき立場にあったものである。

しかしながら、本件においては、警察本部長、刑事部長、刑事部参事官兼捜査第二課長、同県志布志警察署長等の幹部において、捜査方針等を決定するに当たり、捜査会議等を経て把握した個々の捜査状況を踏まえて適切な判断がなされるべきところ、結果的に、捜査状況等に即した的確な捜査運営が十分になされなかった面が認められる。具体的には、既に述べたとおり、本件の無罪判決において、被告人のアリバイ主張が認められ、自白以外の公訴事実を認めるに足りる証拠の不存在、取調べの在り方等を指摘されるなど、供述の信用性の吟味、客観的証拠等による供述の裏付け、取調べの在り方についての指揮監督に十分でなかった点が見受けられる。

また、裏付け捜査の徹底や、供述の信用性の十分な吟味を行うためには、事件の初期段階から、捜査力を集中的に投入するよう指揮すべきであるが、最大時には約120名の捜査員が本件捜査に従事していたものの、本格的に捜査を開始した平成15年4月14日の段階（捜査員総計32名）から、第1回目の会合買収の事実で被疑者6名を逮捕した同年5月13日の段階（捜査員総計43名）までの間については、関係者が多数にわたり、裏付け捜査にも多大な労力を要する事件としては十分な捜査員を確保していたとは言えず、捜査態勢についての指揮監督も十分でなかったと認められる。

このように捜査指揮について不十分な点が見受けられた背景としては、本件捜査

が行われた当時、同県警察においては、刑事部参事官が同部捜査第二課長を兼務し他の業務にも従事していたことや、事件当初から同課から同県志布志警察署に派遣され、現地において細部にわたり捜査状況を掌握していた警部が、捜査途中で長期間にわたり自ら被疑者取調べに従事することもあったことも挙げられる。

なお、本件の無罪判決において、被告人のアリバイ主張が認められ、自白以外の公訴事実を認めるに足りる証拠の不存在、取調べの在り方等を指摘されるなど、本件公職選挙法違反事件の捜査全般の指揮監督に十分でなかった点が見受けられることから、この点について反省し、今後、遺漏なきよう、19年3月8日付けで、警察庁長官から、事件当時の鹿児島県警察本部長に対し、文書により注意がなされたところである。また、同日、鹿児島県警察においても、当時の刑事部捜査第二課警部等の捜査幹部に対し、警察本部長による厳重注意がなされたところである。

6 いわゆる踏み字事案について

(1) 事案の概要

平成15年4月13日に投票が行われた鹿児島県議会議員選挙に係る公職選挙法違反事件の捜査において、同年4月16日、当時の刑事部捜査第二課警部補が、男性の任意取調べ中、同男性の親族の名前等を記載した紙を踏ませた事案である。

(2) 本件に係る国家賠償請求訴訟、関係者の処分等

ア 国家賠償請求訴訟

上記の事案に対し、踏み字行為を行わされた男性が、取調べ官より肉体的・精神的傷害を受けたとして、平成16年4月9日、鹿児島県に対して、国家賠償請求訴訟（請求額200万円）を提起した。

本件訴訟については、19年1月18日、鹿児島地方裁判所において、取調べ官の違法行為を認め、鹿児島県に対し、60万円の支払いを命じる判決がなされ、鹿児島県警察としては、同判決には、前提となる事実やその評価において、同県警察の認識や主張と異なる点もあるが、踏み字行為については、妥当性に疑問を生じさせかねない手法であるとの認識から、判決を重く受け止め、控訴しないとの判断に至った（同年2月2日判決確定）。

イ 関係者の処分等

同県警察では、上記国家賠償請求訴訟の判決等を踏まえ、踏み字を行わせた取調べ官を、同年2月21日付で懲戒処分（減給100分の10、3月）としたほか、同日、上司であった当時の同県志布志警察署長を監督上の措置として本部長注意とし、捜査班長であった刑事部捜査第二課警部を同じく所属長訓戒とした。

(3) 踏み字行為における問題点

取調べは、真実の発見を目標として行われるものであるが、取調べにおける留意事項として、取調べに当たっては、言動に注意し、相手方の年齢、性別、境遇、性格等に応じ、その者にふさわしい取扱いをする等その心情を理解して行わなければならないとされている。

これらを本件についてみると、本件の親族の氏名等を記載した紙を男性に踏ませることは、親族を思いやる相手方の気持ちを傷つけるものであると認められ、当該

取調べが真実発見のため行われたものであったとしても、取調べとして適切ではなかったと言わざるを得ない。

第3 再発防止のための当面の方策

富山事件、志布志事件の判決等で指摘された警察捜査の問題点を踏まえ、警察庁、富山県警察及び鹿児島県警察では、同種事案の再発防止に万全を期するため、緊急に次のような方策に鋭意取り組んできた。

1 警察庁における主な方策

(1) 実施済みのもの

平成19年1月22日

刑事局刑事企画課長通達「ち密な捜査の徹底について」の発出
証拠の吟味と裏付け捜査の徹底、取調べにおける留意点、捜査幹部による捜査指揮の徹底を指示

同年2月27日

事務連絡「公職選挙法違反事件の無罪判決について」の発出
判決骨子及び判決要旨の送付

同年3月8日

刑事局長通達「ち密かつ適正な捜査の徹底について」の発出
自白の信用性の担保に配慮した取調べの実施、供述内容等の吟味、裏付け捜査の徹底による供述の信用性の吟味等を指示

同年3月14日から3月28日までの間

統一地方選挙違反取締りに際しての巡回指導の実施
刑事局幹部らによる巡回指導の際に、選挙違反捜査におけるち密かつ適正な捜査について各都道府県警察を指導・教養

同年4月3日

事務連絡「無罪判決要旨の送付等について」の発出
判決要旨等の送付及び取調べ時間に配慮した取調べの実施、被留置者たる被疑者の処遇への配慮、起訴後勾留中の余罪取調べにおける供述の任意性の確保を指示

同年4月13日

管区警察局長会議における指示・協議
協議事項「ち密かつ適正な捜査の推進について」

同年4月16日 中部管区・近畿管区 指導業務推進検討会

4月18日 関東管区・警視庁 指導業務推進検討会

4月19日 中国管区・四国管区 指導業務推進検討会

4月20日 九州管区 指導業務推進検討会

4月23日 東北管区・北海道 指導業務推進検討会

協議事項「ち密かつ適正な捜査の推進、証拠物件・捜査情報の適正な管理、司法制度改革」

同年5月9日

全国刑事部長会議における指示
刑事局長指示「被疑者の取調べの在り方を巡る問題」

同局刑事企画課長指示「ち密かつ適正な捜査の徹底」

同年5月31日

同課長等通達「任意段階における取調べ状況の管理の徹底について」の発出
被疑者に任意出頭を求める際の措置、幹部による管理の徹底、警察本部
による業務指導を指示

同年6月4日

全国警察本部長会議における指示

刑事局長指示「ち密かつ適正な捜査の徹底」

同年6月28日から7月18日までの間

参議院議員通常選挙に際しての巡回指導の実施

警察庁幹部らによる巡回指導の際に、選挙違反捜査におけるち密かつ適
正な捜査について各都道府県を指導・教養

同年7月5日から9月14日までの間

刑事局幹部による特別業務指導の実施（47都道府県に対して実施済み）
適正な取調べの管理、捜査資料の管理等について指導

同年7月6日

全国選挙違反取締主管課長会議（参議院議員通常選挙）における指示
長官訓示「選挙運動等の自由の確保と適正捜査の推進」

同年7月23日

事務連絡「被疑者供述調書等における各葉指（押）印制度の実施について」
の発出

同年8月1日から全都道府県警察において実施

同年8月1日

国家公安委員会規則「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」の公布・施行
改正の趣旨

司法制度改革への対応が必要とされていること、一連の無罪判決等にお
いて警察捜査の問題点が指摘されていること、刑事収容施設及び被収容者
等の処遇に関する法律が施行されたこと等、捜査をめぐる社会情勢の変化
に対応し、所要の規定を整備

司法制度改革への対応

- ・ 捜査を行うに当たって、発見収集すべき証拠の例として「物的証
拠」を明記
 - ・ 裁判員裁判対象事件に該当する事件の捜査を行う場合は、裁判員に
分かりやすい立証が可能となるよう配慮する旨を規定
 - ・ 分かりやすい実況見分調書となるよう工夫する旨を規定
 - ・ 被疑者供述調書等における各葉指（押）印制度の導入を規定
- 適正捜査の推進
- ・ 被疑者等の供述を過信してはならないことを明記
 - ・ 適正に捜査すべき捜査の例として「被疑者の取調べ」を明記
 - ・ 任意捜査の適正を図るため、呼出簿を改正

捜査と留置の分離その他社会情勢等の変化等への対応

同年11月2日

- ・ 次長通達「『警察捜査における取調べの適正化について』について」の発出
同年11月1日付け国家公安委員会決定「警察捜査における取調べの適正化について」を受けて、警察庁として緊急に取り組むべき施策を指針として取りまとめるに当たって、第一線からの率直な意見を寄せるとともに、決定の趣旨を踏まえ、引き続き、取調べの適正化に特段の配慮をするよう指示
- ・ 全国警察本部長会議における指示・協議
協議事項「ち密かつ適正な捜査の徹底について」

同年10月から12月までの間

総合監察の実施

監察項目「適正捜査と証拠物件の保管管理の徹底」

(2) 実施予定のもの

平成19年度中

巡回業務指導（実務者レベルによる持続的な指導・教養）の実施

指導項目「ち密かつ適正な捜査の推進、証拠品の保管管理、捜査情報の管理、事件管理、司法制度改革に対応するための取組み等」

(3) その他

平成19年度から実施

警察大学校（特別捜査幹部研修所を含む。）において、適正捜査に係る教養を強化

- ・ 警部任用科の基本課程及び刑事課程において、「適正捜査の在り方」という講義科目の設置（基本課程～2時限、刑事課程～4時限）
- ・ 警部任用科の刑事課程において、「捜査方針の樹立」という講義科目の設置（4時限）
- ・ 特別捜査幹部研修所において、ち密かつ適正な捜査指揮能力を身につけさせることを目的とした新たな教養課程の設置（捜査幹部養成科）

2 富山県警察及び鹿児島県警察における主な方策

(1) 富山県警察における主な方策

通達の発出

- ・ 富山事件を踏まえ、平成19年1月25日付け本部長通達「ち密な捜査の徹底について」を発出し、ち密な捜査の徹底を指示
- ・ 同年3月13日付け本部長通達「ち密かつ適正な捜査の徹底について」を発出
巡回指導の強化
- ・ 同年1月23日から31日までの間、刑事部長が県下の全15警察署を巡回し、ち密な捜査の徹底について指導・教養を実施
- ・ 同年5月31日から6月4日までの間、刑事部長等が全警察署の捜査幹部等に指導を実施

研修会の実施

- ・ 同年2月20日から2月21日にわたり、4ブロック（全警察署）に分け、刑事部幹部が捜査係長等を対象に研修会を実施
- ・ 同年5月16日から5月18日までの間、刑事部首席参事官等の刑事部幹部が15警察署に対して巡回指導するとともに、刑事課長等の捜査幹部に対し、「ち密かつ適正な捜査の徹底」に関する教養を実施
- ・ 同年9月18日、19日及び同年12月5日、6日、同県警察本部、警察署の各部門の警部補に対し、「捜査主任官を対象とした実践的な教養」を実施
各種会議における指示

警察署長会議や刑事課長等会議等のあらゆる機会を通じて、ち密な捜査の徹底を指示

「ち密な捜査推進委員会」の設置

同年6月1日、同県警察本部に「ち密な捜査推進委員会」を設置し、再発防止に向けた指導体制、刑事教養等の推進について、同年6月7日から12月19日までの間、11回にわたり定期的な検討会を開催するとともに、推進中の再発防止策が有効に機能しているか持続的に検証を実施

学校教養における適正捜査に関する教養の強化

同年度に実施する県警察学校における専科教養について、カリキュラムを見直し、適正捜査に特化した教養の時限を確保

刑事企画課の新設

捜査幹部の指揮能力及び中核となる捜査員の捜査能力の向上を図る必要性、及び刑事司法制度改革への的確な対応やベテラン捜査員の大量退職に伴う後継者育成等の必要性にかんがみ、20年中に刑事部に「刑事企画課」を新設予定

(2) 鹿児島県警察における主な方策

通達の発出

志布志事件の無罪判決を受けて、平成19年3月8日付け本部長通達「平成15年鹿児島県議会議員選挙に係る公職選挙法違反の判決を踏まえた捜査上の留意点について」を各所属長あてに発出し、ち密かつ適正な捜査の徹底を指示
適正捜査に関する教養資料の発行

主に第一線で勤務する捜査員等に対し、捜査現場で直面する可能性の高い個別の項目ごとに、ち密かつ適正な捜査の観点から留意すべき事項について分かりやすく取りまとめた教養資料を作成し、全所属に対して発行

「適正捜査特別巡回指導」の実施

同年3月20日から4月12日までの間、同県警察本部長、刑事部長等の幹部により、同県下の全28警察署を対象に、「適正捜査特別巡回指導」を行い、ち密かつ適正な捜査のより一層の充実の推進に向けた各署の取組み状況について報告を受けるとともに、必要な指示を実施

「職員と語る会」の開催

「適正捜査特別巡回指導」の実施に併せて、全警察署において捜査員等から直接意見等を聴取すること等を目的として、「職員と語る会」を開催

巡回指導・教養の強化

- ・ 同年4月4日から5月21日までの間、28警察署を巡回し、約1,370名の捜査員等に対して、ち密かつ適正な捜査の徹底について教養を実施
- ・ 同年4月16日から6月7日までの間、同様の教養を約310名の県警察本部の捜査員等に対して実施
- ・ 同年6月22日から9月25日までの間、取調べ実戦塾を開催し、第一線の現場において実際に被疑者取調べに従事する捜査員約110名を対象に、ち密かつ適正な取調べの在り方、取調べの要領・手法等に関し、模擬取調べを通じた実践的教養を実施
- ・ 同年10月25日から11月22日までの間、県内の各警察署の刑事課員を地域ブロックごとに集め、刑事部内各課の幹部による教養を実施

学校教養における適正捜査に関する教養の強化

- ・ 同年度に実施する県警察学校における専科教養について、カリキュラムを見直し、適正捜査に特化した教養の時限を確保するなど、適正捜査に関する教養を強化
- ・ 第一線の現場におけるきめ細かな捜査指揮を実現することを目的として、捜査指揮に関する専科教養について、対象者数を拡大し、28警察署から警部補を1名ずつ入校させるなど、捜査指揮に関する教養を強化

刑事企画課の新設等

ち密かつ適正な捜査をより一層推進するため、同年3月22日付けで、適正捜査指導の業務に従事させるため、同県警察本部刑事部捜査第一課刑事指導室に新たに課長補佐1名及び係長1名を配置し、各警察署に対する指導・教養体制を強化

さらに、捜査幹部の指揮能力及び中核となる捜査員の捜査能力の向上を図る必要性、及び刑事司法制度改革への的確な対応やベテラン捜査員の大量退職に伴う後継者育成等の必要性にかんがみ、同年8月31日付けで同室を発展的に解消し、同部に事件担当課から独立した「刑事企画課」を新設し、専従体制により適正捜査の指導教養や県警察全体の捜査管理等の業務に当たることとした

おわりに

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有している（警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項）。また、司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされている（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第2項）。かかる規定を根拠に警察には必要な捜査権限が付与されており、これはとりもなおさず、第一次的かつ独立した捜査機関である警察が、発生した事案の真相究明に向けてその力を発揮することが国民から期待されていることの証左に他ならない。警察が捜査を開始し、事案の真相に迫ることがなければ、犯人の検挙に至ることも有り得ないだけでなく、犯罪の被害に遭った方々の切実な声に応えることもできないのである。

一方、捜査を行うに当たっては、個人の基本的な人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならないとされている（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項）など、憲法、刑事訴訟法、犯罪捜査規範等の法令及び規則等には、人権保障という観点から、捜査に当たって遵守すべき基本的事項が定められている。

しかしながら、これまで縷々指摘したように、昨今、富山事件及び志布志事件といった警察捜査の在り方が改めて問われる深刻な無罪事件等が相次ぎ、国民・社会から厳しい批判を受け、取調べを含む警察捜査に対する信頼が大きく揺らぐに至った。

また、平成21年5月までに導入される裁判員裁判制度の下では、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べについても、裁判員に十分に理解されるように努めるなど、裁判員裁判制度の趣旨に適合するものとなることが求められている。

このような諸情勢を受け、国家公安委員会においては、捜査における取調べの適正化が喫緊の課題であると認め、19年11月1日、

- 取調べに対する監督の強化
- 取調べ時間の管理の厳格化
- その他適正な取調べを担保するための措置
- 捜査に携わる者の意識向上

の4点について早急に対策を講ずること等を内容とする「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。

本決定において、警察庁は、国家公安委員会から、都道府県警察における捜査の実態を十分に勘案し、来るべき裁判員裁判への適合性をも念頭に置きつつ、捜査における取調べの一層の適正化について対策を講じるよう指示を受けた。警察庁においては、富山・志布志両事件が抱える取調べを含む警察捜査の問題点等を抽出してつぶさに検討を加えるとともに、第一線において捜査に携わる者の意見や、有識者懇談会の場における部外の有識者からの意見を幅広く聴取するなどした。この結果、両事件の判決等においても同様に指摘を受けたところではあるが、捜査上の問題点として、長時間にわたる取調べや追及的・強圧的な取調べ、あるいは取調べ官による不適切な言動の存在が窺われることにより、自白の信用性に疑問が残ると思料されたこと等を踏まえ、取調べにおける不適正な事案の絶無を図るべく、以下の施策を取りまとめることとした。

すなわち、

既に述べたとおり、志布志事件の判決では、被告人のうち、極めて長時間の取調べを受けた者がいた旨指摘され、また、本件捜査に当たっては、「追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」とされ、例えば、被告人の1人について、「簡易ベッドに横になりながら問いかけたら目を開いて答えるというかなり特異な状態で、約7時間にわたって取調べが続けられているのであって、当該被告人が取調べに任意に応じているとはいえ、かなり無理を強いての取調べであることは否めない」、また、「取調べ官は、被告人が取調べの最中に指遊びをしたとして厳しく叱責し、机の上に両手を載せる姿勢を取らせたままの状態での取調べを強いているが、これなどは、取調べ官が取調べにおいて被告人に対して極めて高圧的な態度で臨んでいたことを端的に示すものといえる」と指摘されるなどしたほか、さらに、取調べ官の不適切な言動として、例えば、「認めれば早く帰れる」、「逮捕は何回でもできる」、「認めないと地獄に行くぞ」、「選挙違反は交通違反と一緒に」、「正直に言わなければ家族をも取り調べる」等の言動について言及されている。また、国家賠償請求訴訟において、捜査員が任意の取調べ中に、取調べを行っていた男性の親族の名前等を記載した紙を踏ませるといふ踏み字行為が認定された。判決において、上記のような指摘、言及や判断がなされたことを踏まえ、取調べに係る不適正行為を未然に防止すべく、「取調べに対する監督の強化」のための施策として、捜査部門以外の部門（総務又は警務部門）により、罪種や任意・強制の別を問わず、取調べ室等において行われる被疑者の取調べについて、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為として、

被疑者の身体に接触すること（やむを得ない場合を除く）。

直接又は間接に有形力を行使すること。

殊更不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。

一定の動作又は姿勢をとるよう強く要求すること。

便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること。

一定の時間帯等に取調べを行おうとするときに、あらかじめ、警察本部長又は警察署長の承認を受けないこと。

の各項目に該当する行為（監督対象行為）の有無を確認すること等により、取調べに関する監督を行う制度を導入することとする

また、前記判決において、被告人のうち、極めて長時間の取調べを受けた者がいた旨指摘されたことを踏まえ、「取調べ時間の管理の厳格化」のための施策として、取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない旨を犯罪捜査規範に規定するとともに、一定の時間帯等に取調べを行おうとするときは、警察本部長又は警察署長の事前の承認を受けなければならないこととするなど、取調べ時間の管理に関する所要の事項を国家公安委員会規則に規定することとする

また、既に述べたとおり、前記判決において、指摘や言及がなされた諸点を踏まえ、「その他適正な取調べを担保するための措置」として、取調べ環境を国民に対して明確にするため、取調べ室の設置基準を犯罪捜査規範に規定するとともに、取調べ状況

を外形的に容易に把握することができるようにするため、すべての取調べ室に透視鏡等の設置を図るなど、施設の整備を一層充実させることとする

さらに、既に述べた富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等を踏まえ、「捜査に携わる者の意識向上」のための施策として、適正捜査に関する教養の充実、具体的事例に基づいた実践的な教養の実施、技能伝承官の活用、弁護士を始めとする法曹関係部外講師の積極的な招聘を図るほか、人事上の措置として、取調べ官等職員の勤務成績の処遇への的確な反映に努めるなどする一方で、監督対象行為を認めた場合には厳正に対処することとする

等を内容とする、警察捜査における取調べの適正化に向けた諸施策を、今般、指針として策定したところである。

また、既に述べたとおり、富山・志布志両事件については、捜査指揮における問題点が認められるところであり、裏付け捜査の徹底、供述の信用性の十分な吟味、取調べの在り方及び捜査態勢の確保等に関し、捜査幹部が全体を把握し得る立場から行うべき具体的な指示、必要な助言・指導が十分でなかったことが窺える。捜査指揮能力の向上は、捜査幹部に対する教養の在り方にも関わる長期的な課題であり、一朝一夕に達成し得るものではないが、幹部教養を行う警察大学校（特別捜査幹部研修所を含む。）において、ち密かつ適正な捜査指揮能力を身につけさせるための指導教養を更に徹底していくなど、捜査指揮については、警察内部において、その能力を向上させるための継続的な努力を着実にやっていかなければならない。

富山事件及び志布志事件においては、取調べを含む警察捜査の在り方について、国民・社会から厳しい批判を受けたことから、各都道府県警察にあっては、これを厳粛に受け止め、同種の事案の絶無を期するよう努力するとともに、警察捜査に対する国民の信頼を回復するため、また、来るべき裁判員裁判に備え、取調べを含む警察捜査に対して裁判員から十分な理解を得られるよう、この度抽出した富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について、各級幹部を始め捜査員個々に至るまで確実に浸透させなければならない。

さらに、国家公安委員会決定「警察捜査における取調べの適正化について」及び今般取りまとめた「警察捜査における取調べ適正化指針」についても、その趣旨、目的及び内容について、捜査幹部はもとより全捜査員に対して周知徹底させ、確実に実施していくとともに、今一度、憲法、刑事訴訟法及び犯罪捜査規範等において定められた捜査の基本を深く胸に刻み、個々の捜査活動を適正に行い、引き続き取調べを含む捜査の適正化のための不断の取組みに努めていかなければならない。